

○丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金交付要綱

平成29年4月27日

告示第452号

改正 平成30年3月26日告示第180号

平成30年5月25日告示第493号

令和2年1月21日告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する住宅の所有者が実施する耐震改修計画策定、耐震改修工事等に要する費用の一部を補助することにより、住宅の耐震改修の促進を図り、もって安全・安心な住まいづくり及びまちづくりを推進するため、丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに使用できるものを含む。以下この項において同じ。）の炊事用流し（台所）

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。

(3) 共同住宅 前号に掲げるもの以外の住宅をいう。（長屋住宅を含む。）

(4) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断

ウ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（2001年版、2017年改訂版）に定める第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法による耐震診断

エ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（2009年改訂版）に定める第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法による耐震診断

オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

カ 上記アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又は I_s を0.3以上とするものをいう。

- (6) 安全性が低いと診断されたもの 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの
 - イ 合併前の氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町又は同郡市島町が実施した耐震診断事業で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。
 - ウ 丹波市簡易耐震診断推進事業実施要綱（平成17年告示第600号）に基づく簡易耐震診断推進事業で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。
- (7) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積りをいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価、判定等を含む。
- (8) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。
- ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
 - イ 屋根を軽量化する工事
 - ウ 床面の剛性を高める工事
 - エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2のいずれかに該当するものとして知事が認める工法による工事
 - オ 減築工事（減築後の住宅が第1号に規定する住宅となるものに限る。）
 - カ 上記の工事に伴い、必要となる附帯工事
- (9) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置をいい、別表第2及び別表第3に示すものをいう。
- (10) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (11) 住宅改修業者登録制度 兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
- (12) 附帯工事 次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
- ア 補強する壁の周囲91センチメートルの範囲内における外壁並びに第8号ア、同号ウ及び同号エに規定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事
 - イ 耐震改修工事等の工事に伴い、必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事並びに既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事
 - ウ 軽量化のための屋根の葺替えに伴う下地材及び樋の取替工事
 - エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事
 - オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事
- （補助金の交付対象事業等）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助金

の額等に関しては、別表第4のとおりとする。

(対象となる住宅の要件等)

第4条 補助事業の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、前条に定めるもののほか原則として、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

2 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が行うものであること。

3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業の着手前に丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否を決定したときは、丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金交付(不交付)決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。ただし、住宅耐震改修工事費補助金及び簡易耐震改修工事費補助金に限る。

2 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、交付決定日から起算して14日以内に丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金交付概算払請求書を提出するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金変更・中止(廃止)承認申請書(以下「承認申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合。ただし、市長が別に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 市長は、前項に規定する承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、

丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業変更・中止（廃止）承認（不承認）通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（工事の着手及び完了届）

第9条 補助事業者は、住宅耐震改修工事及び簡易耐震改修工事（以下、「耐震改修工事等」という。）に着手したときは工事着手届を、耐震改修工事等が完了したときは工事完了届を、遅滞なく市長に提出するものとする。ただし、緊急の場合等やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）に別表第6に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（現場検査）

第11条 市長は、補助事業における工事が適切に行われているかを確認するため、現場検査を実施することができる。

- 2 現場検査を実施することとした場合は、現場検査依頼書及び通知書により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 第1項の現場検査を行った結果、補助事業における工事が適切に行われていないと認める場合には、補助事業が適切に行われるよう事業者へ指導するものとする。
- 4 第1項の現場検査を行った結果、補助事業における工事が適切に行われていると認める場合には、現場検査確認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告書を受領したときは、実績報告書に係る書類を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の額が交付決定の額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金が確定したときは、丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、概算払額が確定額を超えているときは、速やかにその差額を丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金概算払精算書により精算しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書を、補助金を返還させるときは丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金返還命令書を補助事業者に対し通知するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて耐震化工事等を実施した住宅及び取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、除却し、又は担保に供する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全額に相当する金額を市に納付した場合又は改修工事完了後又は財産の取得をした日から10年を経過した場合はこの限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第180号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月25日告示第493号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月21日告示第22号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る交付の決定について適用し、同日前に申請された交付の決定については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
1	第2条第4号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
2	第2条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
3	第2条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
4	第2条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
5	第2条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。

6	第2条第4号カによるもの	全て	上記1から5までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。
---	--------------	----	-----------------------------------

別表第2（第2条関係）

1	一般財団法人日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定、試験等によりその性能が評価されたもの

別表第3（第2条関係）

No.	名称	会社名
1	ウッド・ラック（WOOD—LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッドBB—002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみつくベッドシェルター	NPO法人つみつ庫くらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光

別表第4（第4条関係）

補助対象の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助金の額
住宅耐震改修計画策定費補助金	次に掲げる要件をすべて満たす者 （1）丹波市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅を所有する者 ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの イ 合併前の氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町又は同郡市島町が行った耐	補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費	戸建住宅の場合は、補助対象経費の6分の5（限度額を250,000円）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、33,000円を限度とする。 共同住宅の場合は、補助対象経費の3分の2（限度額を120,000円／戸）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全

	<p>震診断事業若しくは丹波市簡易耐震診断推進事業実施要綱に基づく診断の結果において安全性が低いと診断されたもの</p> <p>ウ 申請時点において、平成23年度から平成28年度に実施した丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業住宅耐震改修計画策定費補助金交付要綱（平成23年丹波市告示第206号）及びこの要綱に基づく住宅耐震改修計画策定費補助金の交付を受けていない住宅</p> <p>(2) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している、又は加入する住宅を所有する者</p>		<p>な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000円／戸を限度とする。</p>
住宅耐震改修工事費補助金	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者（個人）</p> <p>(1) 丹波市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工</p>	<p>住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事（ただし、総額500,000円以上のものに限る。）に要する経費</p>	<p>戸建住宅の場合は定額。補助対象経費が500,000円以上1,000,000円未満の場合は、$300,000円 + 工事費 \times 1 / 4$、1,000,000円以上2,000,000円未満の場合は、$500,000円 + 工事費 \times 1 / 4$（限度額800,000円）、2,000,000円以上3,000,000円未満の場合は、1,100,000円、3,000,000円以上の場合は、</p>

	<p>事費補助又は住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 合併前の氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町又は同郡市島町が行った耐震診断事業若しくは丹波市簡易耐震診断推進事業実施要綱に基づく診断の結果において安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 所有者の所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200,000円)以下の者</p> <p>(3) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している、又は加入する住宅を所有する者</p>		<p>1,300,000円とする。</p> <p>共同住宅の場合は、補助対象経費の2分の1(上限400,000円/戸)</p>
簡易耐震改修工事費補助金	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者(個人)</p> <p>(1) 丹波市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。))のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業又は兵庫県補助事業「ひょう</p>	<p>補助対象住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事(総額が500,000円以上)のものに限る。)に要する経費。ただし、住宅耐震改修計画策定費補助金の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震</p>	<p>定額500,000円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000円(定額)とする。</p>

	<p>ご住まいの耐震化促進事業」(住宅耐震改修計画策定費補助を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者</p> <p>ア 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの</p> <p>イ 合併前の氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町又は同郡市島町が行った耐震診断事業若しくは丹波市簡易耐震診断推進事業実施要綱に基づく診断の結果において安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 所有者の所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200,000円)以下の者</p> <p>(3) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している、又は加入する住宅を所有する者</p>	<p>改修計画策定に要する経費を除く。</p>	
<p>防災ベッド等設置費補助金</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者</p> <p>(1) 丹波市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、次のいずれかに該当する住宅(この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(住宅耐震改修計</p>	<p>防災ベッド等の設置(総額が100,000円以上のものに限る。)に要する経費</p>	<p>定額100,000円</p>

	<p>画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助又は住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）を除く。）の補助金を受けたものを除く。）に居住する者</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 合併前の氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町又は同郡市島町が行った耐震診断事業若しくは丹波市簡易耐震診断推進事業実施要綱に基づく診断の結果において安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200,000円）以下の者</p> <p>(3) 兵庫県家財再建共済制度に加入している、又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度に加入している、又は加入する住宅を含む。）に居住する者</p>	
--	--	--

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 3 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。 4 住宅耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 5 住宅耐震改修工事費補助金及び簡易耐震改修工事費補助金の交付は、補助
--

事業の対象となる耐震改修工事が、兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であるものに限る。

別表第5（第5条関係）

補助対象の種類	申請時添付書類
住宅耐震改修計画策定費補助金	(1) 耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書 (2) 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 イ 住宅の登記事項証明書 ウ 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） エ その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類 (3) 住宅の付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (4) 住宅耐震改修計画策定を行う住宅の写真 (5) 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 (6) 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 ア 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 イ 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 ウ 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 エ 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 (7) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
住宅耐震改修工事費補助金	(1) 耐震改修工事住宅概要書 (2) 補助金算定書 (3) 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し（全住戸分） ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 イ 住宅の登記事項証明書 ウ 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） エ その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類 (4) 耐震診断報告書 (5) 申請者の所得証明書の写し（全住戸分） (6) 住宅耐震改修に係る図書 ア 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

	<ul style="list-style-type: none"> イ 配置図 ウ 平面図及び立面図（耐震改修前後） エ その他耐震改修工事内容が確認できる図書 (7) 耐震改修工事前の写真 (8) 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 イ 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 ウ 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 エ 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 (9) 改修工事を実施する事業者の兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し (10) 耐震改修工事实績公表同意書 (11) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの） (12) 住宅耐震改修同意書（改修する住宅の所有者が複数ある場合） (13) 事業の自己資金の財源を確認できる書類又は資金計画書（自己負担額が50万円を超える場合）
簡易耐震改修工事費補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震改修住宅概要書 (2) 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 イ 住宅の登記事項証明書 ウ 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） エ その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類 (3) 所得証明書の写し (4) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (5) 耐震改修工事前の写真 (6) 改修工事を実施する事業者の兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し (7) 耐震改修工事实績公表同意書 (8) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの） (9) 事業の自己資金の財源を確認できる書類又は資金計

	画書（自己負担額が50万円を超える場合）
防災ベッド等設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅概要書 (2) 住宅の建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 イ 住宅の登記事項証明書 ウ 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） エ その他住宅の建築年月を証明する書類 (3) 簡易耐震診断結果 (4) 申請者の住民票の写し (5) 申請者の所得証明書の写し (6) 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書、見積書、図面等 (7) 設置予定箇所の写真 (8) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの）

別表第6（第10条関係）

補助対象の種類	実績報告時添付書類
住宅耐震改修計画策定費補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金精算書 (2) 耐震改修工事費用の見積書 (3) 交付決定通知書の写し (4) 耐震診断報告書 (5) 住宅耐震改修に係る図書 <ul style="list-style-type: none"> ア 配置図 イ 平面図及び立面図（耐震改修前後） ウ その他耐震改修計画内容が確認できる図書 (6) 耐震改修計画策定に係る契約書の写し (7) 領収書、金融機関振込依頼書及び費用明細書等の写し (8) 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し (9) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
住宅耐震改修工事費補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金精算書 (2) 交付決定通知書の写し (3) 耐震改修工事実施確認書 (4) 耐震改修工事に係る請負契約書の写し (5) 工事代金領収書、金融機関振込依頼書及び工事費用明細書等の写し

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 工事中及び工事完了後の写真 (7) 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し (8) 耐震改修工事実績公表内容報告書 (9) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
簡易耐震改修工事費補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金精算書 (2) 交付決定通知書の写し (3) 耐震診断報告書 (4) 住宅耐震改修に係る図書 <ul style="list-style-type: none"> ア 配置図 イ 平面図及び立面図（耐震改修前後） ウ その他耐震改修工事内容が確認できる図書 (5) 耐震改修工事実施確認書 (6) 耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に係る請負契約書の写し (7) 工事代金領収書、金融機関振込依頼書及び工事費用明細書等の写し (8) 工事中及び工事完了後の写真 (9) 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し (10) 耐震改修工事実績公表内容報告書 (11) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
防災ベッド等設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交付決定通知書の写し (2) 防災ベッド等の設置に係る契約書の写し (3) 領収書、金融機関振込依頼書及び費用明細書等の写し (4) 設置中及び設置後の写真 (5) 兵庫県家財再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し (6) 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別及び登録番号（登録府県名等）を記載したもの）